

## **[事案 2019-271] 転換契約無効請求**

・令和2年8月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約の説明は一切なく、契約を転換した認識もないこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成8年1月に加入した契約（転換前契約）を、平成14年4月に定期保険特約付養老保険に転換したが、以下の理由により、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約は、父が主導して、自分の子のために自分の名義で申し込みをした契約であり、保険料は平成25年頃まで父が負担していたが、将来的には自分で負担する必要があると考えていたところ、転換時の申込書は、将来、保険料の支払名義を自分に変更するための準備として必要な書類であると考えて署名押印した。
- (2) 申込書に署名押印する際、募集人から本契約の内容について説明を受けたことはないし、子が面接士と面接して健康状態の確認を受けたこともない。
- (3) 本契約の内容は、当時6歳であった子を被保険者として死亡保険に加入するものであって、メリットがない。また、年少者にそのような保険を掛けることはあり得ず、契約の内容を理解して加入することはない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成14年3月に、契約内容が変更されることを確認した上で、契約転換を申し込んだ。また、面接士が被保険者と面接していることなどを合わせて考えれば、申立人は保障内容が変更されることを認識できたはずである。
- (2) 本契約には、新生存給付金付定期保険特約が付加されており、申立人は同特約にもとづく給付金を受領していることから、本契約を追認している。
- (3) 本契約に付加された定期保険特約は、保険期間中に被保険者に死亡または高度障害などの事情が生じた場合に保険金を支払う内容の特約であり、幼児から就学児童になると生存率が高くなり、この時期に加入すると保険料の金額を抑えて長期間の保障を受けることができるものであって、不合理な内容の保険ではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および配偶者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が申込内容を誤解したまま契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。